

天城町農業委員会 3月定例総会議事録

1 開催日時 令和 5年 3月 15日 (水) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 16名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2			12	兼久	禎村 和志
3	松原上区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員
2番 中島 正博

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	係長	城 光寿
3	主事	中島 大地			

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第42号 農地法第3条許可申請願いについて
- ・議案第43号 非農地証明申請願いについて
- ・議案第44号 農用地利用企画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

- ・報告第1号 農地法第3条の3の届出書の受理について
- ・報告第2号 県常設審議委員会の諮問結果について
- ・その他（協議会等）

(次第書) 令和5年3月15日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いいたします。

(議案第42号、申請番号134番と135番は一括審議とします。)

定刻となりましたので、定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ) 仲会長のあいさつ

(あいさつ後着席して定例総会に入る。)

*本日の定例総会に、(中島) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

*ただいまの出席委員は18人であります。

よって、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和5年3月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、平野委員、中磯委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

それでは、事務局に申請番号134番から141番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願い

します。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号134番と135番について一括審議とします
それでは、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、お願いします。

前田委員

申請番号134番と135番について説明いたします。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。場所は参考資料1ページ目与名間集落に入る手前にF店があるんですがそこを県道から下っていった場所にあります。今回の場所は譲受人の敷地内に2カ所ありまして現地確認をしたところソテツが生えていて今後譲受人がソテツを撤去しながら果樹園をしたいとのこと。境界等ははっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号134番と135番について、一括採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号134番と135番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号136番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員、お願いします。

奥委員

申請番号136番について説明いたします。資料は2ページです。場所は山手側の基幹農道の北からきまして当部入り口を手前一つ目の筋を山手の方に入っていくとまた北の方に上っていったところにあります。譲渡人と譲受人は縁戚関係にございます。この土地は畑総事業も入ってるところであります。畑の周辺は水路が入ってます。何ら問題ないと思われまますのでどうぞよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号136番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号136番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に申請番号137番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、お願いします。

田原委員

申請番号137番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係は叔母にあたります。先ほどでました場所の隣ですが当部のファームポンドから北側に進むと倉庫があります。その倉庫の隣になります。畑総も入っておりまして境界もはっきりしており何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号137番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号137番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号138番について、担当委員の調査報告を求めます。

岩元委員、お願いします。

岩元委員

申請番号138番について説明いたします。参考資料4ページを開けてもらって譲渡人と譲受人の縁故関係はございません。場所は当部のファームポンドから大津川の方に下っていた並びになります。すべて事業が入っており現在サトウキビが植えられており何の問題も無いと思われまます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号138番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号138番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号139番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員、お願いします。

小林委員

申請番号139番について説明いたします。参考資料の5ページと6ページをお願いします。前野住宅から北方面に向かっていったところに一カ所あってT宅の西側に一つあってもう一つは岡前入り口からずっと東方面に行って2つめの4つ角の角にあります。みんな境界もしっかりしているので大丈夫だと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号139番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号139番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号140番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、お願いします。

田原委員

申請番号140番について説明いたします。参考資料7ページをお願いします。譲渡人と譲受人は親戚関係で叔母になります。場所は兼久小学校の近所であります。一つ目は兼久小学校からあがっていきますとすぐ上の方に民家がありますがその近辺に4つあります。一つだけ大津川字になっていますが農免道路がありましてそこから見える距離にあります。畑総も入っております何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号140番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号140番は、審議の結果、これを認める
ことに決定しました。

次に、申請番号141番について、担当委員の調査報告を
求めます。

平野委員、お願いします。

平野委員

申請番号141番について説明いたします。譲渡人と譲受
人の縁故関係はございません。参考資料8ページをお願いします。
場所は堆肥センターの南側に川が流れててすぐ手前の
畑になります。ここは現在兼久の別の人はずっとサトウキビ

で小作をしていたのですがもうできないとのことで今回譲受人が買うということになりました。境界等もはっきりしており何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号141番を採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号141番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4 議案第43号 非農地証明願ひ申請についてを議題とします。

事務局に申請番号142番と143番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号142番について担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、奥委員お願いします。

田原委員

申請番号142番について説明いたします。場所は瀬滝のH製菓のところを南側に入りまして農業センターの方に向かいますと昔屋敷がありましてそこに木が生い茂っており事務局、会長、皆さんで確認したところ雑種地であると確認いたしました。以上で説明を終わります。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号142番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号142番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

それでは、申請番号143番について担当委員の調査報告を求めます。

若山委員、田原委員お願いします。

若山委員

申請番号143番について説明いたします。場所は徳之島コーラルの近くになります。この場所は以前この隣の場所が非農地証明としてあがってきたところになります。写真でも見ての通り一帯が原野化されておりまして非農地が妥当ではないかという判断です。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号143番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号143番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第44号 農用地利用計画（利用権設定）の決定についてを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることにご異議なければ挙手をお願いいたします。

（「全員」挙手あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定し

ました。

日程第6 諸報告を行います。諸報告については、お手元に配布してありますので、お目通し願います。

次に、報告第1号、農地法第3条の3の届出書について1件受理してあります。

次に、報告第2号、2月定例総会で許可意見として、県常設審議委員会へ諮問してありました農地法第4条1件、第5条1件は許可されました。

担当委員は最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。

以上で、報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

(協議事項、意見等)

事務局より連絡等ありませんか。

それでは、事務局より連絡等を申し上げます。

事務局 説明させていただきます。天城町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ですがこちら平成28年度に

農地法改正の時に一度策定されています。今回令和5年3月までに改正が必要ということで県農業会議からの様式に則って文章は県下一緒になる予定です。遊休農地の解消の目標や担い手への農地利用集積目標、担い手の育成・確保、新規参入の目標等につきましては農政課と協議して現状で確定している数字で作成しております。一度皆様にお示しして県の農業会議の方に挙げさせていただきたいと思います。その際に修正等指摘があった際には来月の定例会で再度お示ししたいと思います。

次に令和5年度最適化活動の目標の設定等になります。こちらにつきましても3月の定例会の確定の数字が出ておりませんので一枚目は昨年と同じ数字ですのでお目通しいただきたいと思います。各ページに色塗りのところが3月の数字が入っていない未確定のところになります。こちらにつきましては昨年ありましたように4月、5月、6月の定例会で目標設定を決めましてホームページでの公表が必要になります。この中で確定している数字が新規集積目標となっている24.1ヘクタールを新たに担い手に集積してくださいとのことで県から数字が示されておりますのでこちらに向けて4月に確定版の数字を皆様にお示しして公表としたいと思います。3月末までには令和4年度の目標に対する成果等も作成していかなければならないので毎月の活動記録簿の提出をお願いします。

事務局からは、以上です。

次回の定例総会は、4月17日、月曜日、13時30分からを予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和5年3月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 00 分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 平野 勝哉 印

署名委員 中磯 朋美 印